

ふじみ野市立スポーツセンター及びふじみ野市運動公園等 利用ガイドライン (新型コロナウイルス感染防止対策)

令和2年10月13日現在
ふじみ野市

新型コロナウイルス感染拡大の防止を徹底するため、国が示す「新しい生活様式」を踏まえ、ふじみ野市が示す「公共施設利用における基本的方針」と併せてふじみ野市立スポーツセンター及びふじみ野市運動公園等利用ガイドラインを定めました。市民のスポーツ活動の場の安全を確保するため、ふじみ野市立スポーツセンター及びふじみ野市運動公園等を利用する際は、次の事項を遵守してください。

ただし、競技者同士の接触が多かったり、換気をするのが難しいスポーツ活動等に関しては、利用の休止を要請する場合があります。

なお、活動にあたっては、各活動分野の上部団体等が示す活動ガイドライン等を遵守し利用すること。

1 利用者一人ひとりの対応

すべての利用者が、安全安心にスポーツ活動ができるよう、以下の点に注意し、スポーツ活動を行ってください。

- (1) 三つの密である「密集」「密接」「密閉」を回避するように配慮すること。
(参考：人と人との距離を1メートル以上確保するなど)
- (2) 検温するなど体調確認を行い、体調が悪い場合は参加を見合わせること。
- (3) 大声での発声、歌唱、声援、近距離での会話等は控えること。
(休憩中等も三つの密や近距離での会話等は控えること。)
- (4) 手指の消毒やうがい、室内換気等の基本的な感染防止対策に加え、入退場の動線の一方通行化、スポーツ活動前後や休憩時間等での交流の場や待合場所等における密集の回避、ロッカーやシャワーの人数や時間の制限等、きめ細やかな感染防止対策を行うこと。
(参考：スポーツ活動中は、マスクの着用は必須ではないが、人との距離を十分に確保するようにする。スポーツ活動をしていないときは、マスクを着用する。)
- (5) 施設利用後には、共用物品や備品、ドアノブ等手を触れる部分の消毒等を行うこと。
- (6) 利用するスポーツ用具は可能な限り各自で用意すること。
- (7) 後日、感染が確認された場合には、早急に競技団体や参加者、施設管理者

等に連絡し、活動を保健所指導により一定期間自粛し、感染拡大防止に努めること。

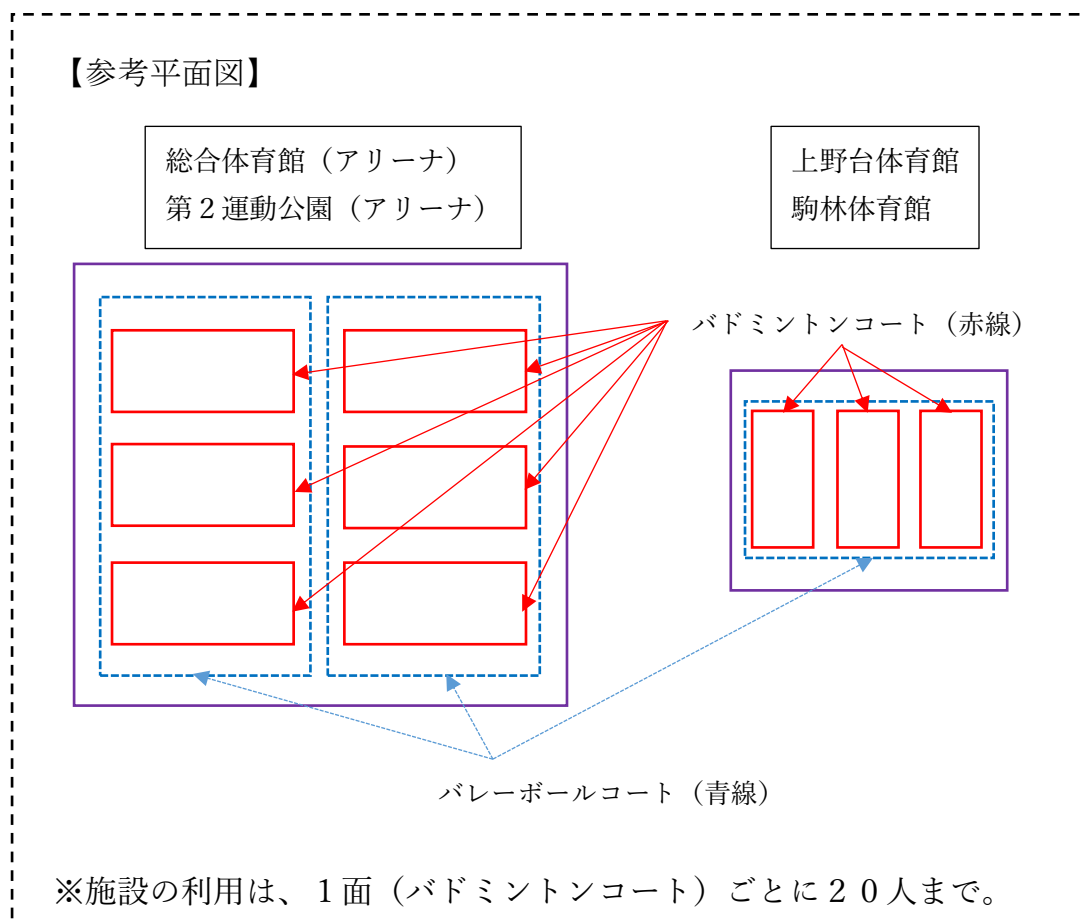
2 団体利用の対応

チームの責任者は、メンバーが安全安心に活動できる環境を確保する必要があります。つきましては、以下の点に注意し、スポーツ活動を行ってください。

- (1) 三つの密である「密集」「密接」「密閉」を回避するように配慮すること。
(参考：人と人の距離を1メートル以上確保するなど)
- (2) 一度に施設を利用できる人数は、以下を参考にすること。
 - ①屋外の場合、人との距離が1メートル以上確保できる人数
 - ②屋内の場合、各施設ごとに定める制限人数以内で人との距離が1メートル以上確保できる人数（人数には観客を含まない。）
観客については、人との距離が1メートル以上確保できる人数とする。

総合体育館	アリーナ	アリーナ全面で120人程度まで
	柔剣道場	最大24人程度/面
	多目的室	最大24人程度/面
	多目的グラウンド	人との距離が1メートル以上確保できる人数
	テニスコート	人との距離が1メートル以上確保できる人数
	弓道場	1的1人
上野台体育館	アリーナ	60人程度まで
	トレーニング室	12人まで
駒林体育館	アリーナ	60人程度まで
運動公園	野球場	人との距離が1メートル以上確保できる人数
	テニスコート	人との距離が1メートル以上確保できる人数
	フットサルコート	人との距離が1メートル以上確保できる人数
	3x3バスケットコート、壁打ち練習ボード	人との距離が1メートル以上確保できる人数
第2運動公園	アリーナ（体育館）	アリーナ全面で120人程度まで
	剣道場	最大24人程度/面

	柔道場	最大24人程度/面
	多目的球場	人との距離が1メートル以上確保できる人数
	多目的施設及び運動広場	人との距離が1メートル以上確保できる人数
荒川運動公園		人との距離が1メートル以上確保できる人数
荒川第2運動公園		人との距離が1メートル以上確保できる人数
びん沼サッカー場		人との距離が1メートル以上確保できる人数



- (3) メンバーの体調確認を行ったのち活動を行うこと。
- (4) 団体利用の場合、参加者の名簿の作成、参加者の当日の体調や検温結果の確認など、責任者は集団感染を発生させない対策をとること。また、名簿や検温結果の確認等の資料は、ある程度の期間各自で保存すること。

- (5) 手指の消毒やうがい、室内換気等の基本的な感染防止対策に加え、入退場の動線の一方通行化、スポーツ活動前後や休憩時間等での交流の場や待合場所等における密集の回避、ロッカーやシャワーの人数や時間の制限等、きめ細やかな感染防止対策を徹底すること。
(参考：スポーツ活動中は、マスクの着用は必須ではないが、人との距離を十分に確保するようにする。スポーツ活動をしていないときは、マスクを着用する。)
- (6) 大声での発声、歌唱、声援、指導等を控えること。
(休憩中等も三つの密や近距離での会話等は控えること。)
- (7) 屋内施設においては、換気の悪い密閉空間とならないよう、十分な換気を行うこと(換気設備を適切に運転することや、定期的に窓を開け外気を取り入れる等)。
- (8) スポーツ活動後は、速やかに退出するよう指導すること。
- (9) 飲食については、指定場所以外で行わず、周囲の人となるべく距離を取って対面を避け、会話は控えめにすること。また、同じトング等での大皿での取り分けや回し飲みはしないこと。
- (10) 手指等の消毒液を用意する。
- (11) 施設利用後には、共用物品や備品、ドアノブ等手を触れる部分の消毒等を行うこと。
- (12) メンバーの中に新型コロナウイルス感染者や濃厚接触者が確認されたときには、早急に競技団体や施設管理者に連絡し、活動を保健所指導により一定期間自粛し、感染拡大防止に努めること。